

三田市告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

三田市長 田村 克也

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
名 称：地方公共団体情報システム機構  
所在地：東京都千代田区一番町25番地
- 2 指定公金事務取扱者が行う公金事務  
住民票の写し手数料の収納事務  
税務証明書手数料の収納事務  
印鑑証明書手数料の収納事務
- 3 指定期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで